

件名	特別児童扶養手当等について
受付日	令和3年9月30日
ご意見・ご提案の概要	特別児童扶養手当の審査や療育手帳の判定時の検査は適正に行われているか。
県の考え方	<p>特別児童扶養手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」等の法令や厚生労働省が定める障害程度認定基準に従い、診断書を専門医が審査した上で県が認定しています。なお、お子さまの障がいの状態に変化がみられる場合等においては、改めて、特別児童扶養手当の認定請求ができます。</p> <p>また、療育手帳の判定時の検査は、標準化された心理検査の実施手引書に則って行っており、検査者の教示及び反応の仕方についても、手引書に示された通りに実施しています。なお、療育手帳の判定に関しては、お子さまの状態に変化が見られる場合は、県子ども相談センターへご相談ください。</p>
担当課	健康福祉部 障害福祉課